

審査基準

E - a - 1

平成7年10月1日作成

法令名：行進又は集団示威運動に関する条例
根拠条項：第1条
処分の概要：行進又は集団示威運動の許可
原権者（委任先）：愛知県公安委員会
法令の定め：行進又は集団示威運動に関する条例第4条第1項（許可、不許可）、同条第3項（条件付許可）、第4条の2（許可等の手続き）、行進又は集団示威運動に関する条例施行規則第1条（許可申請書の様式）、第2条（許可証等の様式）、第3条（許可証等の交付）
審査基準：次の各号のいずれかに該当すると認められる場合を除くほか、許可するものとする。 1 実施の時間、場所又は方法により、交通が著しく混乱することが明らかであるとき。 2 実施の時間、場所又は方法により、県議会又は市町村議会の審議、裁判所の裁判権の行使、その他の官公庁及び外国公館等の事務が著しく阻害されることが明らかであるとき。 3 実施の時間、場所又は方法により、人の生命、身体に危険が及び、財産に対する重大な損害が発生し、又は平穏かつ正常な社会生活が著しく乱されることが明らかであるとき。 4 その他実施の時間、場所又は方法により、公共の安寧の保持に直接危険が及ぶことが明らかであるとき。
標準処理期間：定めることができない（当該行進又は集団示威運動が、公安の維持等に危険を及ぼすか否かを判断するために要する期間は、個々の事例により異なるため）
申請先：当該行進又は集団示威運動に係る場所を管轄する警察署長
問い合わせ先：愛知県警察本部警備部警備課実施係 （電話 052-951-1611 内線 5722）
備考欄：